

立川市実費弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 207 条、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 212 条第 3 項及び農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 35 条第 4 項の規定による。

立川市実費弁償条例の一部を改正する条例

立川市実費弁償条例（昭和38年立川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前						
<p>(額及び支給方法)</p> <p>第3条 実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び日当</u>とし、その額及び支給方法は一般職の職員の旅費の例による。ただし、<u>日当にあっては1日当たり10,800円を支給する。</u></p>	<p>(額及び支給方法)</p> <p>第3条 実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当及び宿泊料</u>とし、その額及び支給方法は、<u>別表に定めるもの</u>ほか、一般職の職員の旅費の例による。ただし、<u>日当の減額の規定は、適用しない。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>車賃（1キロメートルにつき）</th><th>日当（1日につき）</th><th>宿泊料（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>37円</td><td>10,800円</td><td>13,500円</td></tr></tbody></table>	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	37円	10,800円	13,500円
車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）					
37円	10,800円	13,500円					

附 則

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の立川市実費弁償条例第3条の規定は、施行日以後に行う出頭又は参加（以下「出頭等」という。）から適用し、施行日前に行った出頭等については、なお従前の例による。